

葛巻町農業委員会  
第12回総会議事録

1 日 時 令和元年6月20日(木) 午後1時15分から午後1時58分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

4 出席委員

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| ① 深 澤 進   | ③ 藤 森 康 隆 | ④ 藤 岡 俊 策 |
| ⑤ 川 崎 美由起 | ⑥ 久 保 淳   | ⑦ 落 宰 勝   |
| ⑧ 星 野 順 子 | ⑨ 南 坂 スガ子 |           |

5 欠席委員

- ② 門 場 政 一

6 議事録署名委員

- ③ 藤 森 康 隆      ⑨ 南 坂 スガ子

7 書記(農業委員会事務局)

和 野 康 弘 (事務局長)      上 山 洋 子 (総務係長)

**事務局長**

ただ今から葛巻町農業委員会第12回総会を進めさせていただきます。  
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思  
います。  
よろしくお願いいたします。

**会 長**

〔あいさつ〕

大変ご苦勞様です。

6月も下旬になりまして、今年も半年が過ぎようとしています。前半は天気が良くて、  
乾草も良いものが取れた人もあろうかと思いますが、下旬から天気が崩れてきまして、まだ  
進んでいない方もあろうかと思  
います。天気が回復することを願いたいところ  
であります。

先月の総会後から今月にかけて、行事がたくさんありました。私も、5月27日に全国農  
業委員会会長大会がありまして東京の方  
に行って参りました。午前中は、県選出の国会議  
員の先生方に要請活動ということで、衆議院第一議員会館で会議を  
してきましたが、今回は国会開催中というこ  
とで、議員の先生方は1人も出席されず秘書対応  
でした。ですが、早速小沢一郎先生の方からは、回答が届いて  
おります。あとで事務局の方で皆さんにも見  
ていただければと思  
います。

それから、今日は午前中に農地小委員会が開催されました。また、この総会終了後に岩  
手県農業会議の下村事務局長が、農地利用最適化推進活動計画の説明を  
しにいらしてくだ  
さるということですので、そちらにつきましてもよろしく  
お願いいたします。

それから、4月に藤岡委員から質問がありました葛巻町畜産クラスター協議会の総会に  
ついては、この総会終了後に報告させていただきますと思  
います。

**議 長**

〔開 会〕

それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第12回総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので総会  
は成立いたします。

なお、2番門場会長職務代理者から欠席の申し出がありましたので報告  
いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおり  
です。

**議 長**

《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、3番藤森委員、9番南坂委員のお二人を指名  
いたします。

また、会議書記は、事務局職員の和野事務局長と上山係長を指名  
いたします。

**議 長**

《日程第 2 》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

**議 長**

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

**議 長**

《日程第 3 》

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求め  
ます。

議 長  
事務局長

【事務局長 挙手】

事務局長。

はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
5月23日(木)	第1回盛岡地方農業委員会連絡協議会総会 (盛岡市 盛岡市役所都南分庁舎)	会長 事務局長
23日(木)	葛巻町農業再生協議会総会 (役場 第4会議室)	会長
24日(金)	葛巻町畜産クラスター協議会通常総会 (役場 第4会議室)	会長
27日(月)	本県選出国會議員への要請活動全国農業委員会会長大会 (東京都 議員会館 文京シビックホール)	会長
27日(月)	盛岡地方農業農村振興協議会通常総会 (盛岡市 岩手県県民会館)	事務局長
31日(金)	葛巻町農業者年金協議会第1回理事会 (総合センター 保健相談室)	会長 事務局2名
6月10日(月)	農地の集積・集約化推進市町村キャラバン (役場 第2会議室)	会長 事務局長
14日(金)	葛巻町町民憲章推進協議会 (総合センター 大集会室)	事務局長
14日(金)	現地確認調査 (町 内)	久保委員・南坂委員 事務局2名
17日(月)	第40回葛巻町農業者年金協議会代議員会 (総合センター 大集会室)	会長 事務局2名

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

議 長

【「なし」の声】

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

議 長

《日程第4》

次に日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を  
求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議 長  
事務局長

【事務局長 挙手】

事務局長。

議案書は1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

この案件は、●●字●●の畑8,807㎡で、●●地区の●●●●さんの農地を●●地区の●●●●さんが譲り受けて耕作を継続するものです。申請地の位置図は6ページをご覧ください。●●方面から町道●●線を約300m南下して右手でございます。調査書は2ページをご覧ください。6番の農地法第3条の許可要件となる同条第2項該当の有無については、

第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

なお、地区担当の辰柳推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を9番南坂委員にお願いします。

**【9番南坂委員 挙手】**

議 長

南坂委員。

9 番

現地確認結果を報告します。

今回の案件の対象農地は草地で、売買による所有権移転です。立ち会っていただいた譲受人によると、今後も草地として使用することのことで、いずれも調査書に記載のとおり問題ないものと判断しました。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議 長

挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたします。

**《日程第5》**

議 長

次に日程第5「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は7ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

この案件は●●地区の●●●●さんで、●●字●●●●の田1筆2,520㎡を既存牛舎が老朽化したことから、新たに牛舎等を建設し経営規模を拡大するため、永久転用するものでございます。本申請地は、農業用施設用地として本年5月14日に用途変更決定されております。申請地の位置図は、11ページをご覧ください。●●バス停付近から農道●●●●線を約150m入って左手でございます。農地法第4条の申請地は赤色でくくっている個所にあります。事業計画書は10ページをご覧ください。牛舎1,260㎡、スラリー1,512㎡、バンカーサイロ280㎡、ロール等資材置場2,801㎡として使用するものでございます。調査書は8ページをご覧ください。4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、転用目的から被害防除までの対象となる各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。  
 現地確認結果の報告を6番久保委員にお願いします。

議長 6番 【6番久保委員 挙手】  
 久保委員。  
 現地確認結果を報告します。  
 今回の案件は、現在、牧草地として使用している農地に牛舎などを整備するものですが、既存の牛舎の隣地には適度な面積がなく、本申請地は既存の牛舎から約300mと近く、牛の移動がしやすく作業効率が見込まれます。また、今後は酪農経営を拡大する計画となっており、増頭が見込まれることから牛舎の建設のほか、スラリーの新設、品質の向上を図るためのバンカーサイロの新設など、大規模な整備が予定されておりますが、隣接する農地の管理や農作物に与える影響はほとんど無いものと思われま。

議長 長 このことから、調査書に記載のとおり特に問題はないものと判断いたしました。  
 以上です。  
 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

議長 4番 【4番藤岡委員 挙手】  
 藤岡委員。  
 はい。こちらはいつの工事着工予定になるのでしょうか。

議長 長 【事務局長 挙手】  
 事務局長。  
 はい。申請者から具体的な日付は聞いておりませんが、許可が出てからの着工ということになります。今年度中の完成を目標にしているものでございます。

議長 4番 長 【4番藤岡委員 挙手】  
 藤岡委員。  
 はい。わかりました。  
 ほかにございませんか。

議長 長 【「なし」の声】  
 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

議長 長 【「異議なし」の声】  
 異議なしと認め、採決に移ります。  
 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

議長 長 【挙手全員】  
 挙手全員です。  
 よって議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見を提出いたします。

議長 長 《日程第6》  
 次に日程第6「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議長 長 【事務局長 挙手】  
 事務局長。

事務局長

議案書は14ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。1件目の案件についてご説明いたします。農地の所在は●●字●●で、●●地区の●●●●さんの畑1筆959㎡を、公民館建設に伴い葛巻町へ所有権移転するものでございます。現在の●●公民館は築40年を経過しており老朽化が著しいことから、新しく建てるものでございます。申請地の位置につきましては19ページをご覧ください。対象農地は現在の●●●●公民館の向かいでございます。20ページ、21ページに本申請の平面図を添付しております。公民館及び露天駐車場として使用するものでございます。16ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると思われるものです。

2件目についてご説明いたします。議案書は14ページをご覧ください。農地の所在は●●字●●で、●●●●の●●●●●●●●●●さんの田1筆323㎡を●●●●の●●●●●●●●●●さんへ所有権移転するもので、住宅を建設するものでございます。申請地の位置につきましては25ページをご覧ください。対象農地は●●橋から北へ約100mの住宅街でございます。26ページ以降に本申請に伴う住宅の平面図を添付しております。住宅及び駐車場として使用するものでございます。22ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると思われるものです。

3件目についてご説明いたします。議案書は15ページをご覧ください。先ほど議案第2号でご説明した案件と関連するものでございます。農地の所在は●●字●●及び●●●●●●●●●●で、●●地区の●●●●●●●●●●さんの田2筆3,238㎡を、牛舎等建設に伴い、同地区の●●●●●●●●●●さんへ貸付するものでございます。申請地の位置図は、先ほどご説明いたしました議案第2号の11ページの黄色でくくっている個所でございます。事業計画書は、先ほど議案第2号でご説明した内容と同様でございますので割愛させていただきます。31ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると思われるものです。

なお、1番と3番の地区担当は辰柳推進委員であることから、3番については意見等については省略し、1番については特に意見等はない旨、報告を受けております。

2番につきましては、地区担当の下道推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を9番南坂委員にお願いします。

**【9番南坂委員 挙手】**

議長

南坂委員。

9

番

現地確認結果を報告します。

1番の案件は、公民館と駐車場を整備するために永久転用するものです。申請のあった農地は、南側は宅地、北側は畑、西側と東側は道路であり、転用されても隣接する農地の管理や農作物に与える影響はほとんど無いものと思われま。

2番の案件は、すでに周りが住宅地となっており周りへの影響は無いものと思われま。

3番の案件は、議案第2号で報告した通りです。



す。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に6番の案件は、●●第●●地割字●●の畑4筆73,903㎡は、同地区の●●●●●さんの農地で、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次のページをご覧ください。7番の案件は、●●第●●地割字●●の畑1筆5,036㎡は、同地区の●●●●●さんの農地で、●●●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に8番の案件は、●●第●●地割字●●の畑1筆19,977㎡と●●第●●地割字●●の畑1筆1,681㎡、合わせて21,658㎡は●●●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定の案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

**【4番藤岡委員 挙手】**

議長 藤岡委員。

4番 はい。5番の案件の所有者、●●●●●さんは亡くなられているわけですが、相続の名義変更等はまだ進んでいないのでしょうか。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 はい。登記の方はまだのようでございます。今回の内容につきましては、相続人代表の方と手続きを行っております。

**【4番藤岡委員 挙手】**

議長 藤岡委員。

4番 はい。わかりました。

議長 ほかにございませんか。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。

よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定の案件については、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の審議に入りますので、5番川崎委員は退席をお願いいたします。

**【5番川崎委員 退室】**

議長 それでは、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、所有権移転の案件について、事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

- 議長 事務局長。議案書は37ページと38ページをご覧ください。●●第●地割字●●及び●●●の田4筆、畑9筆、合わせて13筆24,639㎡は先月の総会において●●●地区の●●●さんから公益社団法人岩手県農業公社に所有権移転し、●●●●●地区の●●●●●さんが売り渡しを受けるもので、売買価格及び移転の時期等は記載のとおりです。
- 以上でございます。
- 議長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、所有権移転の案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。
- 議長 【「なし」の声】
- 議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議長 【「異議なし」の声】
- 議長 異議なしと認め、採決に移ります。
- 議長 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、所有権移転の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議長 【挙手全員】
- 議長 挙手全員です。
- よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、所有権移転の案件については、原案のとおり決定いたします。
- 川崎委員は入室してください。
- 議長 【5番川崎委員 入室】
- 議長 《日程第8》
- 議長 次に日程第8「議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。
- 議長 【事務局長 挙手】
- 議長 事務局長。
- 事務局長 議案書は39ページをご覧ください。2件の案件がございますが、2件とも農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。
- 1番の案件は、先ほど「議案第4号の6番」の案件でご審議いただいた●●地区の●●●●●さんの農地1筆10,407㎡でございます。この配分案については、40ページの優先順位検討表をご覧ください。一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●●の●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。
- 次に2番の案件でございます。この案件も1番の案件同様、先ほど「議案第4号の6番」の案件でご審議いただいた●●地区の●●●●●さんの農地3筆63,496㎡でございます。この配分案については、41ページの優先順位検討表をご覧ください。一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった同地区の●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

- 以上でございます。
- 議長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 議長 4番 【4番藤岡委員 挙手】
- 藤岡委員。
- はい。1番の配分予定者の●●●●さんですけれども、要望にはなりますが、町内の農地は町内で耕作するというので進めていただければと思います。よろしく願いいたします。
- 議長 それでは、事務局の方で検討よろしく願いいたします。
- ほかにございませんか。
- 議長 【「なし」の声】
- ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議長 【「異議なし」の声】
- 異議なしと認め、採決に移ります。
- 議長 議案第5号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
- 議長 【挙手全員】
- 挙手全員です。
- 議長 よって議案第5号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。
- 議長 《日程第9》
- 議長 次に日程第9「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。
- 議長 事務局長 【事務局長 挙手】
- 事務局長。
- 議長 事務局長 議案書は42ページをご覧ください。
- この案件は、●●字●●地区の●●●●さんが相続人代表の●●●の●●●●●●さんから借り受けている農地3,930㎡を、耕作できなくなったことから合意解約したものでございます。解約届出日等は記載のとおりです。
- 議長 以上でございます。
- 議長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 議長 【「なし」の声】
- 議長 ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議長 《日程第10》
- 議長 次に日程第10「その他」ですが、本日午前11時30分から行われました農地小委員会の決定事項についての報告を、農政小委員長にお願いします。
- 議長 【農地小委員長 入室】
- 議長 農地小委員長。
- 小委員長 はい。令和元年度第1回葛巻町農業委員会農地小委員会を開催したので、葛巻町農業委員会会議規則第65条の規定により報告書を提出します。

本日午前11時30分から役場第4会議室で第1回農地小委員会を開催しております。  
協議事項は、「遊休農地の状況について」、「農地パトロールの実施について」、  
「農地の日の取り組みについて」でございます。

出席委員は、推進委員8名と深澤会長、事務局2名でございます。

裏面をご覧ください。遊休農地の状況については、A分類の再生が可能な農地が、平成29年度の150,188㎡に対し、平成30年度は74,743㎡となっており、75,445㎡減少しております。

B分類の再生利用が困難と見込まれる農地は、平成29年度の316,233㎡に対し、平成30年度は102,804㎡となっており、213,429㎡と大幅に減少しております。

続きまして、本年度の農地パトロールについてですが、事前調査を6月下旬から7月中旬に行って、農地パトロールを7月22日月曜日に実施したいと思います。

農地の日の取り組みとして、6月28日からのぼりの設置を行います。また、7月22日に農地パトロールの出発式、パトロールを実施します。

その他として、遊休農地の解消に関する調査・研究並びに実証展示に向けた取り組みなどの検討は継続事項といたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、来月の総会終了後に農地パトロールを実施します。総会を午前中に開催し、その後、直ちに農地パトロールに入りますのでよろしく願いいたします。

その他、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 事務局からあれば、お願いします。

【「特にありません」の声】

議長 ないようですので、「その他」を終了します。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第12回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和元年6月26日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_